

# 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業のうち温泉熱多段階利用推進調査事業）実施要領

## 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第4号ア(イ)に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に関する必要な細目を定めもって、温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる地域において既存温泉の湧出状況、成分等のモニタリングを実施し、その結果を公にすることにより、温泉熱の利用の推進を図ることを目的とする。

## 第2 交付の対象となる事業の要件

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定等事業のうち温泉熱多段階利用推進調査事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、補助事業であって、次の各号に該当するものであること。

- (1) 既存の温泉に関する湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、分析すること。
- (2) モニタリングの結果について補助事業者において取りまとめを行い、設備設置年度及び翌年度から最低5年間、毎年度公にするとともに速やかに環境大臣に報告すること。
- (3) 補助事業の実施により、今後温泉熱を活用する具体的な事業の実施が合理的に見込まれること。
- (4) モニタリングを実施する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
- (5) モニタリングが精確に行われるようモニタリング設備を適正に管理する運営体制が構築されていること。また、設備設置に関する各種法令を遵守すること。
- (6) 補助事業の実施計画が確実かつ合理的であること。
- (7) 補助事業者又は間接補助事業者とモニタリングを実施する源泉井戸等の所有者又は管理者が異なる場合には、当該モニタリングを実施するにあたり必要な権利を有しておくこと。
- (8) 民間企業又は市町村等（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第2項第2号（エのうち都道府県を除く。）に定められる者）（以下「間接補助事業者」という。）が行う補助事業（以下間接補助事業といふ。）については、（1）から前号までの要件を充足すること。
- (9) 間接補助事業の実施にあたっては、この実施要領のほか、交付要綱の第5条第6項及び第6条から第28条までの規定に準じて業を行わなければならない。
- (10) 環境大臣は、交付要綱及びこの実施要領に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接

補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報をホームページ等に公にするとともに速やかに環境大臣に報告すること。

- (12) 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

### 第3 交付の対象となる範囲

設備の新設又は増設により行う事業とする。

### 第4 交付の対象となる設備の範囲

交付の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

自動観測装置（温泉の成分や温度等に合わせて適切な仕様とすること）

- ア 水位計
- イ 温度計
- ウ 電気伝導率計
- エ pH 計
- オ データロガー（1時間間隔記録）
- カ 周辺機器（モニタリング設備等に不可欠なものに限る）
- キ 前各号の設備に必要な電気、給水、給湯、冷温水等の設備（前各号の設備に必要不可欠であるものに限る。）
- ク 前各号の設備に付随する基礎設備等

### 第5 補助対象事業費の算定要領

工事費について

#### (1) 本工事費の区分

本工事費は、モニタリング設備の整備に係る工事費について算定すること。

#### (2) 工事費

##### ア 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとすること。

##### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

##### (イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算すること。

##### イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用すること。また、基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができるこ

以上の考え方を基本とするが、費用等の算定については、メーカー見積もり等の証拠資料を適宜添付することにより行うことで差し支えないものとする。

## 第6 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業の実施により、今後見込まれる二酸化炭素の削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

## 第7 事業報告書の提出

補助事業及び間接補助事業の実施により取得した設備について、以下により事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書の記載事項

- (ア) 水位又は湧出量（平均値、各月及び各四半期毎の推移）
- (イ) 温度（平均値、各月及び各四半期毎の推移）
- (ウ) 電気伝導率（平均値、各月及び各四半期毎の推移）
- (エ) pH（平均値、各月及び各四半期毎の推移）
- (オ) 本モニタリング結果を踏まえた今後の事業化の計画の見込み

(2) 事業報告書の提出期間及び提出時期

ア 事業報告書の提出は、原則、設備設置の当該年度及び翌年度から5年間とする。

1年目：設備の運転開始から3月末まで

2年目以降：4月1日から翌年3月末まで

イ 事業報告書の提出は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱別紙1の4-②及び同要綱別紙1の4-②(1)に従い毎年5月末日までに提出すること。

## 附 則

この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。